

ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に関する意見書

郡上市議会では、「環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加への慎重な対応を求める意見書（平成２３年３月２５日付）」を提出したところであるが、国ではＴＰＰへの交渉参加を決定し、その交渉は昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、交渉参加国間の合意形成が進まず、引き続き協議を続けていくこととなった。

政府は農林水産委員会における決議（平成２５年４月１８日参議院農林水産委員会、同月１９日衆議院農林水産委員会）を遵守するとの交渉姿勢を堅持しているものの、今後とも極めて厳しい交渉が続くものと予想される。

一方、交渉が大詰めを向かえた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。ＴＰＰは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ＩＳＤ条項など、国民生活に直結する問題であることから、幅広い国民的議論を背景に慎重に交渉を進めていく必要があると考える。

以上を踏まえ、政府に対しＴＰＰ交渉において下記の事項を地方自治法第９９条の規定に基づき要望する。

記

- １．ＴＰＰ交渉においては、農林水産委員会における決議（平成２５年４月１８日参議院農林水産委員会、同月１９日衆議院農林水産委員会）を最大限尊重し、国益を損なわないよう慎重に交渉を行うこと

平成２７年６月３０日

岐阜県郡上市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣
経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）